

仲間と競争せず、弱い立場の人と共に団結して闘おう。

期間雇用社員、希望者全員の正社員化を。

めざせ、均等待遇、なくそう差別！

ユニオンは労基法裁判に勝利するぞ！

# 6/29長崎バスユニオンの処分撤回の裁判に参加を

# 未来



全労協・郵政産業労働者ユニオン長崎中郵支部  
機関紙・「みらい」  
NO. 3866  
18年6月26日(火)  
・Fax 095-828-1953

おはようございます。

処分撤回を裁判でたたかっている長崎バスユニオンは、6月29日(9時半集合)に長崎地裁で開かれる第3回の裁判の傍聴支援を呼びかけています。  
是非、仲間の皆さんも、時間が取れる方は支援の傍聴をお願いします。

バスユニオンは、2015年12月、それまでの連合の多数派労組から分離独立し、地区労に加盟する120名の労組です。  
しかし、会社はこれを嫌



いユニオンの仲間には不当な処分、不当配転や、配車での差別、あるいは組合そのものへの差別(事務所の不貸与)を行っています。

ユニオンはこれに反対し、ストライキや裁判をたたかっています。依然、会社



は郵政ユニオンの権利を不当にも侵害したままです。

この裁判の争点は、組合や組合員の権利確保の基本の上に、郵政ユニオンが多数派労組を脱退したことの正当性を争うものでもありません。是非勝利して、長崎の反連合の運動を強くし、たたかう労組の否定を続ける会社を正すたたいでもあります。

郵政ユニオンは全力で応援します。  
頑張れ、バスユニオン。



、写真は上から順に、裁判勝利の横断幕、バスユニオンの高委員長、裁判担当の中川弁護士です。

\*\*\*\*\*

バスユニオンの支援共闘会議のニュースによれば、車両配車差別などをたたかっている県の労働委員会が6月18日に開かれた。次回(7月17日)には、バスユニオンの証人7名がそれぞれ証言をする。

また会社側証人として、多数派労組の人が立つことも明らかになった。これは労組として正しいことなのか、と怒りの声が載っている。どこの多数派労組も同じだが、労働者の利益は、自分の労組の正社員のみという労組としてあるまじき体質であることは許されな

いことで、改めて猛省を促したい。

\*\*\*\*\*

6月23~25の3日間、倉敷憲法を暮らしに生かす市民の会(16人)が来崎され、研修をされました。

郵政ユニオン長崎は郵政倉敷労組との交流などの経過から、これを受け入れ、懇親・交流を深めました。

## 倉敷憲法を暮らしに生かす市民の会が長崎研修に来崎

初日の23日は、18時から、地区労働会館で、長崎県被爆者手帳友の会代表

の井原東洋一さんの講演を受けました。その後、懇親交流会を持ちました。

2日目の24日は、岡記念館の見学と、研修会。

日本の先の戦争の加害の事実を学び、原爆被害者としての長崎という姿の一面、中国大陸や、朝鮮半島への軍事侵略、強制連行の日本の実態などの加害も学びました。

その後、原爆資料館の見学、原爆公園での原

爆投下中心碑への慰霊の参拝。また平和公園での慰霊行動などを行いました。

3日目は、軍艦島(端島)見学の旅でした。しかし、添乗員の説明が、端島炭鉱の朝鮮人の実態などに触れられず、「極楽の端島」的なガイドに、怒っている方もおられました。

たしかに、「観光の島」「世界文化遺産の軍艦島」として、観光で稼ぐ、長崎市の実態は事実ですが、問題なことは言えませぬ。  
ともあれ、市民の会の16名の仲間は非常にお元気で、活発な意見交換も行われ、有意義な長崎研修となりました。ご苦労さまでした。



期間雇用パート労働者の皆さん! 困りごとは職場の郵政ユニオンへご相談を。

1 集-山本, 2 集-向井, 3 集-山田, 郵便-高田, ゆうちょ銀-上筋, 東-松岡, 他支部・分会の役員へ。